

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、教育実践に関する臨床の学の創出を目指し、教育関係諸機関と連携し、教育実習、教育実践及び教育相談に関する理論的・実践的研究を行うとともに、それらの成果を踏まえた教育、研修及び支援を行い、豊かな教育実践力と子どもの成長をめぐる諸問題の解決力を身につけた学校教員の養成及び学校の教育力の向上に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育実習の内容・方法・評価の研究に関すること。
- (2) 教育実践、教材開発及び教授学習方法に関すること。
- (3) 教育工学及び教育ネットワークに関すること。
- (4) 国際理解教育（多文化共生教育等を含む。）に関すること。
- (5) 教育臨床心理及び教育相談・学校コンサルティングに関すること。
- (6) 教員の研修に関すること。
- (7) 共同教育学部、大学院教育学研究科及び附属学校の教育研究連携の推進に関すること。
- (8) 群馬県教育委員会、各県・市町村の教育機関及び公立・私立学校との教育研究連携の推進に関すること。
- (9) 第1号から第8号に関わる情報収集及び研究成果の普及に関すること。
- (10) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(学部・附属学校連携推進室等)

第4条 センターに、学部・附属学校連携推進室を置き、学部・附属学校連携推進室に次の委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

学部・附属学校共同研究推進委員会

教員養成FD活動推進委員会

子どもサポート活動推進委員会

2 学部・附属学校連携推進室及び推進委員会については、別に定める。

(部 門)

第5条 センターに、次の部門を置く。

教育実践開発部門

教職キャリア部門

教育臨床心理部門

(職 員)

第6条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員

2 センターには、前項に規定するもののほか必要な職員を置くことができる。  
(センター長等)

第7条 センター長は、センターを代表し、センターに関する事項を掌理する。

2 センター長の選考については、別に定める。

3 副センター長は、学部・附属学校連携推進室長をもって充て、センター長を補佐する。  
(教員)

第8条 センターの主担当を命ぜられた教員は各部門を担当し、センターの業務に従事する。

(客員教員)

第9条 センターに、第6条に掲げる職員のほか客員教員を置くことができる。

2 客員教員は、本学以外の教育関係者から選考する。

3 客員教員は、センターの業務に従事する。

4 客員教員の選考は、国立大学法人群馬大学客員教員選考規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(運営委員会)

第10条 センターの業務の円滑な運営を図るため、センターに群馬大学共同教育学部附属教育実践センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(研究協力員)

第11条 センターに、第5条に規定する各部門の研究を遂行するために研究協力員を置くことができる。

2 研究協力員は、センター長が委嘱し、運営委員会に報告する。

3 研究協力員の任期は、研究終了までとし、年度を超える場合は、センター長が改めて委嘱するものとする。

(事務)

第12条 センターの事務は、共同教育学部事務部において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。